

社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会 開催要領

平成31年3月15日

環境省自然環境局

1. 目的

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)においては、平成24年の法改正により、法の目的規定に「人と動物の共生する社会の実現」が明記された。これを受け、環境省では平成25年に「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト(以下、「プロジェクト」という。)」を立ち上げ、平成26～29年度まで自治体と連携して「人と動物が幸せに暮らす社会の実現モデル事業(以下、「モデル事業」という。)」を実施してきた。

このプロジェクト・モデル事業や平成29年度に実施した自治体への法の施行状況調査等を通じて、現在、全国の自治体が現場で抱える共通の大きな課題として、不適正な多頭飼育対策が抽出されるとともに、対応にあたっては社会福祉分野と連携した施策展開が必要との問題意識が明らかとなった。

こうした経緯を踏まえ、犬・猫等の不適正な多頭飼育への対応に関するガイドラインの作成等に向け、専門的な見地から検討を行う「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会」(以下、「検討会」という。)を設置・開催するものである。

2. 構成

- (1) 検討会は、動物の愛護管理または社会福祉分野に関する知見をもった有識者及び研究者等で、環境省自然環境局長が委嘱した委員をもって構成する。
- (2) 委嘱の期間は、承諾の日から平成32年3月31日までとする。

3. 座長

- (1) 検討会に座長を置く。
- (2) 座長は、委員の互選により選出する。
- (3) 座長は、検討会の議事運営にあたる。
- (4) 座長に事故がある時には、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

4. 出席者

検討会においては、社会福祉施策と連携した多頭飼育対策について専門的な検討を進めるため、委員、事務局のほか、必要に応じ、検討事項に関係のある者を出席させることができるものとする。

5. 検討事項

検討会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 不適正な多頭飼育への対応に関する基本的な考え方の整理
- (2) 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関するガイドラインの内容
- (3) その他検討会の目的を達成するために必要な事項

6. 検討会等

- (1) 検討会は、原則として公開とする。ただし、個人情報保護等のため公開することが不適切な場合には、座長の判断により非公開にできる。
- (2) 検討会資料及び議事概要は、原則として検討会の開催後に環境省ホームページに掲載する。ただし、公開することが不適切なものについては、座長の判断で非公開にできる。

7. 庶務

検討会の事務局は、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室に置く。

8. その他

この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則 この要領は、委嘱承諾日の翌日から施行する。